

議案第 8 1 号

白岡市給水条例の一部を改正する条例

白岡市給水条例（平成 1 0 年白岡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 3 6 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、厚生労働省が所管する事務の一部が国土交通省に移管されたことに伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。